

日本年金機構における内部統制システムの構築について（案）

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

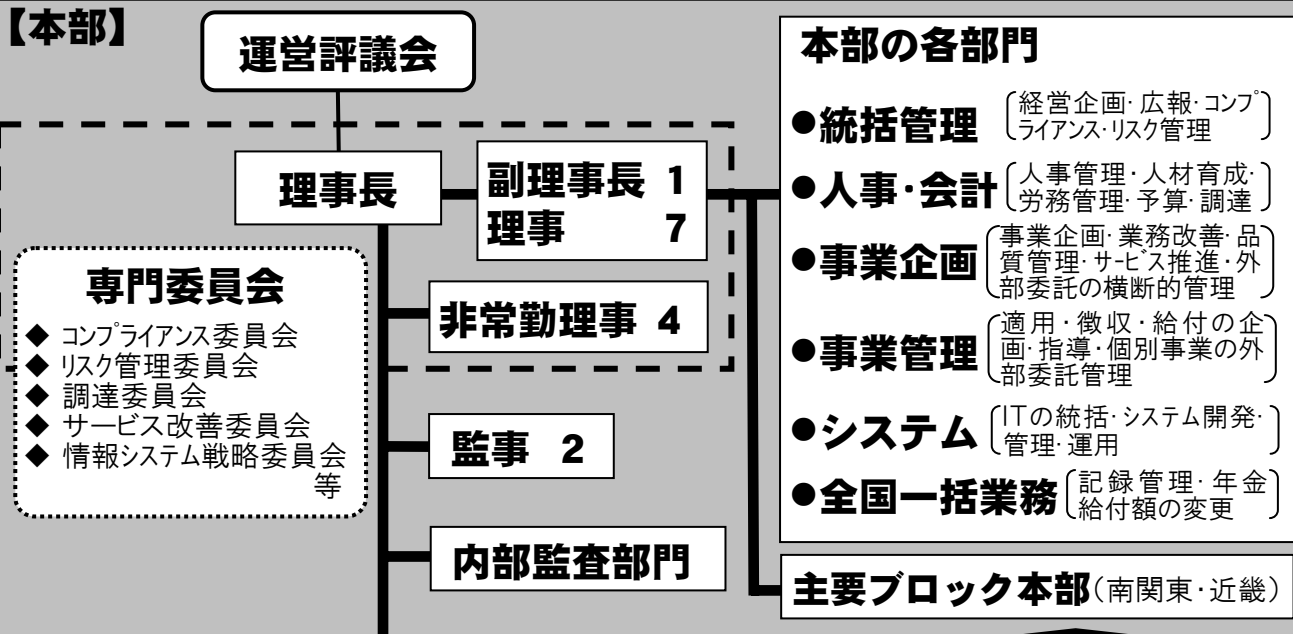
1. 内部統制システム構築の基本的視点	・ ・ ・	1
2. コンプライアンス確保	・ ・ ・	3
3. 業務運営における適切なリスク管理	・ ・ ・	6
4. 業務の有効性・効率性の確保	・ ・ ・	9
5. 適切な外部委託管理	・ ・ ・	15
6. 情報の適切な管理・活用	・ ・ ・	18
7. 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善	・ ・ ・	24
8. I T への適切な対応	・ ・ ・	28
（参考）会社法に基づく民間における内部統制構築との比較	・ ・ ・	34

1. 内部統制システム構築の基本的視点

- 日本年金機構は、機構法第2条第1項に示された基本理念に基づき、国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。
- 理事長の強いリーダーシップの下、組織内の対話とコミュニケーションを通じて、目標の共有化を図るとともに、職員一人ひとりが意欲と使命感をもって“自ら変わる”、“自ら機構をつくり上げていく”という意識を持った組織を実現する。
- 内部統制システムの構築に当たっては、業務の有効性・効率性と、法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる体制とする。
- 国民や機構の第一線の職員の声に率直に耳を傾け、サービスの向上、国民の信頼確保に繋げていくという姿勢を重視する。
- 内部統制システムが組織の末端まで徹底され、有効に機能しているかを検証するため、内部監査機能を充実する。

- 理事長の指揮の下、常勤理事に本部の各部門及び主要ブロック本部を統括させ、各部門を強力に牽引するとともに、責任の明確化と部門内意思決定の迅速化を実現
- 運営評議会や非常勤理事の設置により、国民の意見や民間企業の経営管理等の識見を事業運営に反映させるほか、監事及び内部監査部門の相互連携などにより、事業運営の健全性等を確保
- 内部統制システム構築の基本方針として、基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考に、7つの事項を柱として位置付け

【機構のガバナンス体制・内部統制システムの骨格案】



【内部統制システム構築の基本方針】

1. コンプライアンス確保

2. 業務運営における適切なリスク管理

3. 業務の有効性・効率性の確保

4. 適切な外部委託管理

5. 情報の適切な管理・活用

6. 業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善

7. ITへの適切な対応

業務の適正を確保する体制を整備
・継続的に改善

※運営評議会

被保険者、事業主、受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映

※お客様モニター会議

お客様と直接接する年金事務所において、業務運営についてのお客様からの意見を聴取

【ブロック本部】

ブロック本部長

- ◆コンプライアンス責任者・推進者
- ◆リスク管理責任者
- ◆個人情報保護管理者

管理部
相談・給付支援部
適用・徴収支援部
事務センター

指示・支援

改善提案

【年金事務所】

適用・調査、徴収、相談の各部署

お客様
モニター会議

- ◆コンプライアンス責任者・推進者
- ◆リスク管理責任者
- ◆個人情報保護管理者
- ◆お客様の声責任者